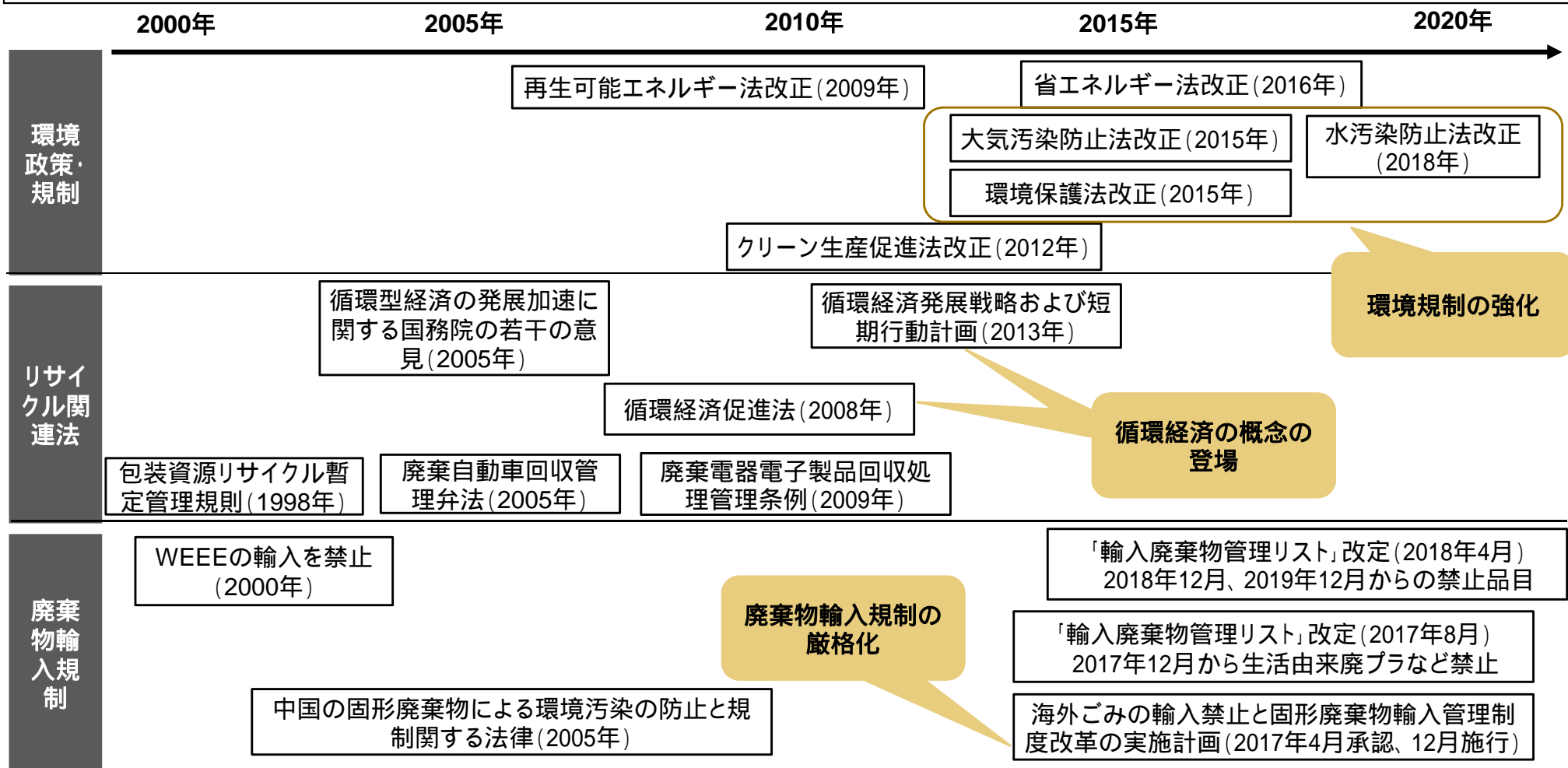


中国政府による廃棄物 輸入規制後の中国の状況

循環経済ビジョン研究会(第5回)
平成31(2019)年1月25日

中国の環境関連政策の動向

- 近年、中国の環境政策の展開は著しく、環境規制も年々厳しくなっている。一方で、廃棄物・リサイクル政策も進められており、2008年には循環経済促進法が制定されている（施行は2009年1月から）。
- 2017年に入り、廃棄物の輸入規制制度の構築が進んでいる。これは、国内の環境保全、リサイクルシステム構築に向けた取組の一環であるとみられる。



海外ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画

- 2017年7月に中国政府が発表した海外ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画（禁止洋垃圾入境推进固体废物进口管理制度改革实施方案）では、年次目標が掲げられており、2020年までに国内資源循環の促進に向けた産業構造の見直し（違法な輸入事業者の営業停止など含む）、また失業者の保障措置など含めた政策実施を目指すとしている。
- 習近平主席による指導が強調されており、従来の政策とは異なる強力な政府指導の下、各種政策が実施されていくものとみられる。またWTOに事前通告するなどの動きもある。

禁止洋垃圾入境推进固体废物进口管理制度改革实施方案(抜粋)

禁止洋垃圾入境 推进固体废物进口管理制度改革实施方案

20世纪80年代以来,为缓解原料不足,我国开始从境外进口可用作原料的固体废物。同时,为加强管理,防范环境风险,逐步建立了较为完善的固体废物进口管理制度体系。近年来,各地区、各有关部门在打击洋垃圾走私、加强进口固体废物监管方面做了大量工作,取得一定成效。但是由于一些地方仍然存在重发展轻环保的思想,部分企业为谋取非法利益不惜铤而走险,洋垃圾非法入境问题屡禁不绝,严重危害人民群众身体健康和我国生态环境安全。按照党中央、国务院决策部署,为全面禁止洋垃圾入境,推进固体废物进口管理制度改革,保护生态环境和人民群众身体健康,制定本方案。

一、总体要求

(一)指导思想。全面贯彻党的十八大和十八届三中、四中、五中、六中全会精神,深入贯彻习近平总书记系列重要讲话精神 and 治国理政新理念新思想新战略,认真落实党中央、国务院决策部署,统筹推进“五位一体”总体布局和协调推进“四个全面”战略布局,牢固树立和贯彻落实创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念,坚持以人民为中心的发展思想,坚持稳中求进工作总基调,以供给侧结构性改革为主线,以深化改革为动力,全面禁止洋垃圾非法入境,加强固体废物回收利用管理,大力发展循环经济,切实改善生态环境,保障人民群众身体健康。

(二)基本原则。

坚持疏堵结合、标本兼治。调整完善进口固体废物管理政策,持续保持高压态势,严厉打击洋垃圾走私;提升国内固体废物回收利用水平。

坚持稳妥推进、分类施策。根据环境风险、产业发展现状等因素,分行业分种类制定禁止进口的时间表,分批分类调整进口固体废物管理目录;综合运用法律、经济、行政手段,大幅减少进口种类和数量,全面禁止洋垃圾入境。

習近平主席自らが唱える指導方針に基づくことが強調されている

違法な廃棄物輸入を取り締まり、国内資源循環の推進を謳っている。

(三)主要目标。严格固体废物进口管理,2017年年底,全面禁止进口环境危害大、群众反映强烈的固体废物;2019年年底,逐步停止进口国内资源可以替代的固体废物。通过持续加强对固体废物进口、运输、利用各环节的监管,确保生态环境安全。保持打击洋垃圾走私高压态势,彻底堵住洋垃圾入境。强化固体废物分类、资源化利用水平,逐步补齐国内资源缺口,为建设美丽中国提供支撑。

基本的方針として、2017年末には特に有害な廃棄物輸入を禁止、2019年末までには国内リサイクルを推進することで、これまで輸入されていた廃棄物に相当する程度の二次資源を確保できるようにすることを目指すとしている。

2017年7月底前,调整进口固体废物管理目录;2018年年底前,完成进口固体废物管理目录调整;2019年年底前,完成进口固体废物管理目录调整。未经分拣的废纸以及纺织废料、钨渣等品种。(环境保护部、商务部、海关总署、质检总局负责落实)

(五)逐步有序减少固体废物进口种类和数量。分批分类调整进口固体废物管理目录,大幅减少固体废物进口种类和数量。(环境保护部、商务部、国家发展改革委、海关总署、质检总局负责落实,2018年年底前完成)

(六)提高固体废物进口门槛。进一步加严标准,修订《固体废物进口管理办法》,加严夹带物控制指标。(环境保护部、质检总局负责落实,2018年年底前完成)

(七)完善法律法规和相关制度。修订《固体废物进口管理办法》,限定固体废物进口口岸,减少固体废物进口口岸数量。(环境保护部、商务部、国家发展改革委、海关总署、质检总局负责落实,2018年年底前完成)

2018年末までには輸入廃棄物許可制度の確立、また貿易会社による代理輸入を廃止することが目指されている。

2020年末までには、資源循環を推進するための産業構造の見直しを進め、これによって生じる失業者の再雇用措置もとることを目指している。

增加固体废物鉴别单位数量,解决鉴别难等突出问题。(环境保护部、商务部、国家发展改革委、海关总署、质检总局负责落实,2018年年底前完成)

适时提请修订《中华人民共和国固体废物污染环境防治法》,完善进口固体废物等行为的处罚标准。(环境保护部、海关总署、商务部、国家发展改革委、海关总署、质检总局负责落实,2020年年底前完成)

輸入が禁止される廃棄物リスト

- 2017年、2018年には「輸入廃棄物管理リスト」改定が行われ、禁止品目が段階的に増加している。すでに、2017年12月末には生活由来の廃プラスチックなどの輸入が禁止されたほか、2018年12月末からは第7類のスクラップ等の輸入が禁止されている。

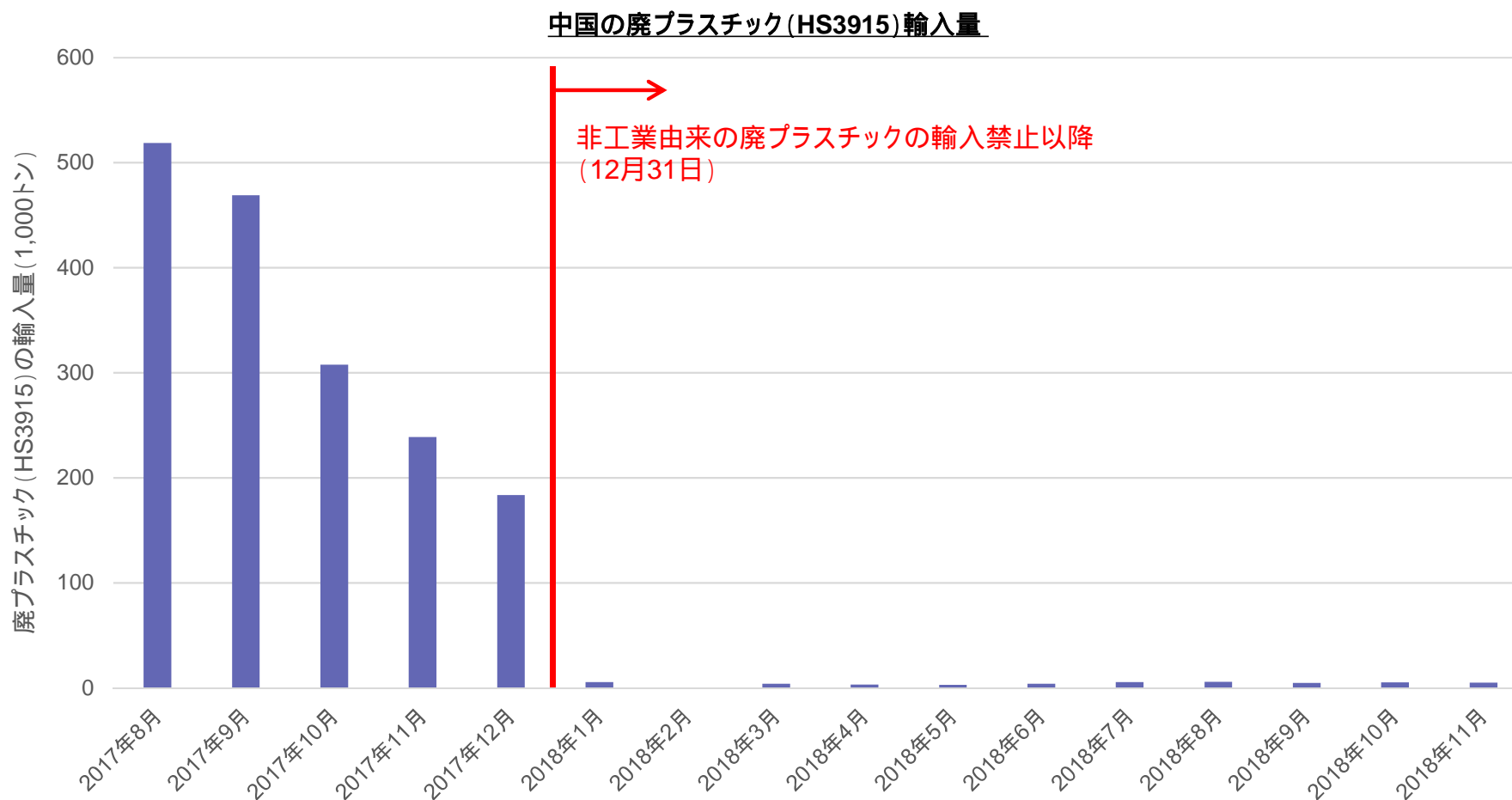
適用開始	主な輸入禁止品目
2017年12月末 ~	■家庭系廃プラスチック8品目、未選別古紙1品目、繊維系廃棄物11品目、バナジウムスラグ4品目の計4種類24品目
2018年12月末 ~	■スラグ、ドロス、工業系廃プラスチック、自動車スクラップ、第7類のスクラップ(非鉄金属を含有している廃設備等(廃モーター・廃電線・廃ケーブルなど含む))等を含む計16品目
2019年12月末 ~	■木質ペレット、コルク屑、ステンレススクラップ、その他金属スクラップ(タングステン、モリブデン、チタン、ジルコニウム、バナジウム、ニオブ、タングステン)等を含む計16品目

(出典) 中華人民共和国生態環境部「輸入廃棄物管理目録」等をもとにMURC作成

(注) 中国の商標の類別において、第7類は非鉄金属を含有している廃設備等(主に主に廃モーター・廃電線・ケーブル等含む)を示す。日本におけるいわゆる雑品スクラップ(有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの)がこれと一致する場合もある。

中国における廃棄物輸入量の減少

- 2017年12月以降、すでに中国の廃プラスチック輸入量は減少しており、輸入規制の影響は確実に出ている。輸入規制制度は、実効性をもつものとして機能している。
- 2018年12月末に輸入が禁止された第7類のスクラップ等も同様の傾向で、急激に減速していくこととなるが見込まれる。



(出典) Global Trade Atlas のデータベースにおけるChina CustomsのデータをもとにMURC作成

各プレイヤー(中国資本)への影響(第7類のスクラップ関連)

- 関係する各プレイヤーに対する影響があらわれており、今後の対応策を検討されているところである。第7類のスクラップ関連では、貿易業者、解体・破碎・選別業者がすでに大きな影響を受けており、一部、対策に乗り出す企業も出始めているものとみられる。

各プレイヤー(中国資本)への影響と今後の方向性

	貿易業者	解体・破碎・選別業者	再資源化業者(非鉄金属)	再資源化業者(プラスチック)
輸入規制の影響	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年12月、中国への第7類スクラップ等の輸出が停止するため、取扱量が大幅に減少 ■ これまで、中国への輸出事業を中心に行ってきた事業者にとっては大きな損害となり、対応が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年12月で第7類のスクラップ等の輸入が停止するため、処理量が大幅に減少 ■ 第7類のスクラップを処理し、原料化したもの(第6類)でなければ輸入ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第7類のスクラップ等の中国への輸入が減少することにより、原料供給量が減少する可能性がある ■ 特定の原料については一時的に価格が上昇する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ (第7類のスクラップ関連に限らず)海外からの廃プラスチックの輸入ができなくなったことで、原料の調達が難しく、需要に対して供給が不足
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第7類のスクラップを輸出前に処理(解体・選別等)、原料化したもの(第6類)の輸出を検討 ■ 第7類のスクラップの処理に必要な設備投資、連携先の模索等の準備 ■ 第7類のスクラップを中国以外の国へ輸出し、そこで処理、原料化したもの(第6類)を中国へ輸出することを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国国内で発生する使用済み製品等の回収強化を検討 ■ 中国国外で処理、原料化されたもの(第6類)を取扱い対象として輸入することを検討 ■ 自ら中国国外に拠点を設置し、第7類のスクラップを処理、原料化したうえでの輸入を検討 ■ 非鉄金属の再資源化事業(二次合金生産)等の再資源化事業の展開を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非鉄金属二次合金などについて、高価格で販売可能な売り先を検討(日本等への輸出も考えられる) ■ 中国国外で処理、原料化されたものを輸入し、原料として使用することを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内で発生する廃プラスチックの回収強化を検討 ■ 中国企業が、かつての輸入元であった欧州、米国、東南アジアに直接進出し、現地で再生樹脂ペレット等を製造・加工して中国に輸出する新たな再生樹脂原料調達構造(中国の原料調達のグローバル化)が進みつつある

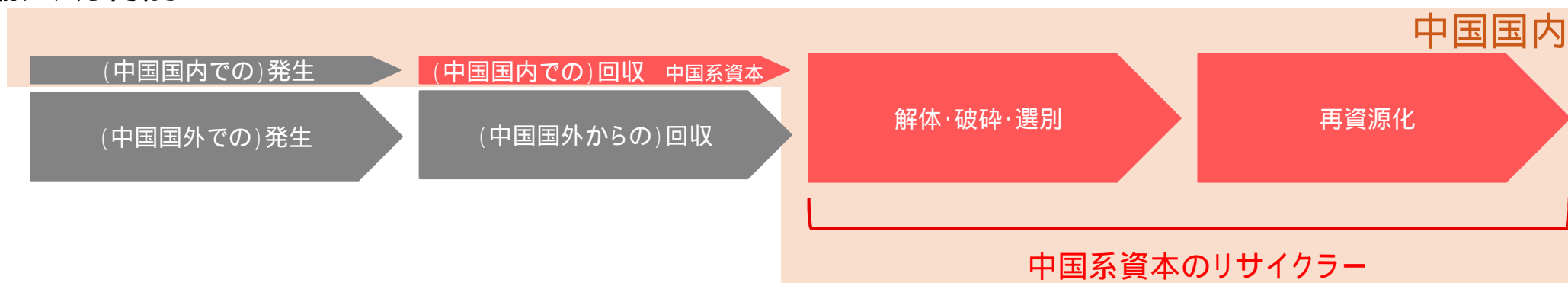
(出典)ヒアリングなどをもとにMURC作成

(注)中国の商標の類別において、第6類は純度の高い金属スクラップ及びその合金、第7類は非鉄金属を含有している廃設備等(主に主に廃モーター・廃電線・ケーブル等含む)を示す。

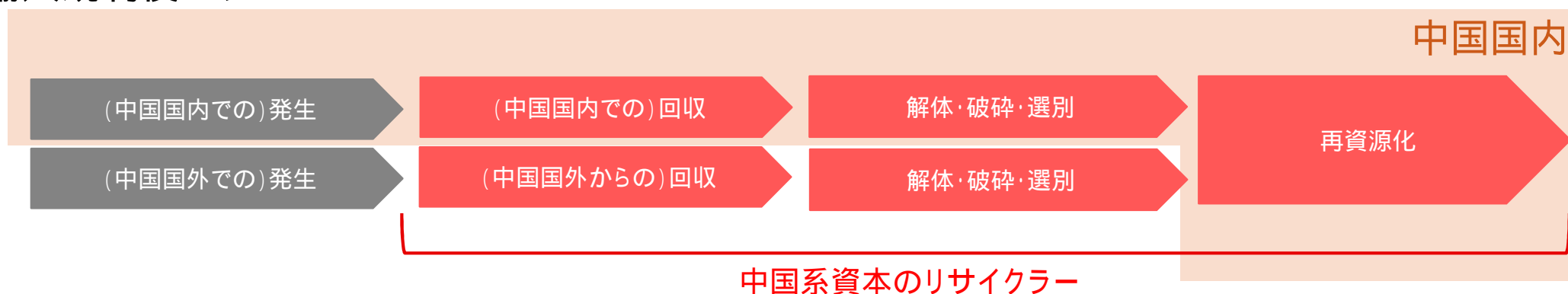
中国国内外サプライチェーン構造の変化(第7類のスクラップ関連)

- 輸入量の減少や国内での自給体制の構築により、中国国内外のサプライチェーンの構造も変化しつつある。現在は移行中であるが、将来的にますます変化していくことが見込まれる。
- 今後中国国外で、廃棄物を中国へ輸入可能な原料に処理するため、中国企業が海外進出を進めていくことも見込まれる。

輸入規制前のフロー



輸入規制後のフロー



中国国内の有力なリサイクラーは、リサイクル原料のより安定した調達を求めて海外に展開する。また、中国国内で発生するスクラップの回収を増加させる。

中国政府によるIT活用政策の動向

■ 中国政府によるトレーサビリティ政策

- 「重要製品のトレーサビリティシステム構築の促進に関する国務院の意見(国务院办公厅关于加快推进重要产品追溯体系建设的意见)」
 - 2016年1月中国国務院より発表され、生産・流通プロセス全体の品質安全管理とリスク管理を強化するためにトレーサビリティシステムを構築することを目的としている
 - 重要製品を食用農産物・食品・医薬品・主要農業生産財・特別な設備・危険物・希土類製品としており、これらのトレーサビリティシステムの基礎的な部分を2020年までに構築することを目指している
- 「重要製品トレーサビリティ管理プラットフォームを構築に関するガイドライン(試行)(重要产品追溯管理平台建设指南(试行))」
 - 上述の国務院意見に基づき、2018年7月中国商務部より発表された
 - 重要製品のトレーサビリティシステム構築を推進するためのプラットフォームの構築(情報の一元的管理と共有化)を目的としたものであり、重要製品を食用農産物・食品・医薬品・主要農業生産財・特別な設備・危険物・希土類製品としている
 - 内容はプラットフォームの構築に係るものが中心となっており、情報の管理方法、(中央政府、地方政府、事業者、消費者等の間での)情報の共有方法、情報セキュリティの確保についての言及がみられる